【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年9月28日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼代表取締役社長 小池　広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	松井　秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　日経２２５連動型上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	20兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信
(以下「ファンド」といいます。)
なお、「日経225上場投信」、「日経225投信」または、「日経225ETF」（以下「別称」と総称します。）と称する場合があります。また、ファンドの愛称を「NF・日経225 ETF」とします。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
なお、当初元本は１口当り12,307円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

20兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額※とします。
なお、取得申込受付日の午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。ただし、取得申込者が、日経225構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、午後2時とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては10口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（５）【申込手数料】

販売会社が独自に定める額※とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

１ユニット※以上１ユニット単位

※「ユニット」とは、日経225に連動すると委託者が想定する１単位の株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。
委託者は、取得申込受付日の２営業日前までに、当該取得申込受付日における１ユニットの現物株式のポートフォリオ(以下「指定株式ポートフォリオ」といいます。)の詳細(銘柄および数量)を決定し、販売会社に提示します。
１ユニットの受益権の口数は、10口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

（７）【申込期間】

2022年9月29日から2023年9月28日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

投資者は、指定株式ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします(※)。なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が申込ユニットの評価額(申込ユニットの受益権の口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額とします。以下同じ。)に満たない場合は、投資者は、その差額に相当する金銭を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。また、投資者は、申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

＊販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する株式等は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、受託者の指定するファンド口座に移管されます。(株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託者の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。)ただし、販売会社が、指定株式ポートフォリオ等の受渡しまたは支払い

の債務の負担を金融商品取引清算機関*（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合には、上記の手続きは清算機関の定めに従って清算機関を介して行なわれます。

＊金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

(※)投資者が、指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社(会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。)である場合には、原則として、投資者は、指定株式ポートフォリオにおける当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該株式の時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて、取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

（１０）【払込取扱場所】

投資者は、上記(9)に掲げる払込期日までに、指定株式ポートフォリオについては申込みの販売会社に保護預けをし、申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額などの上記(9)に掲げる金銭については申込みの販売会社に支払うものとします。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、日経225（対象株価指数）に連動する投資成果を目指します。

ファンドは、日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経225における個別銘柄の株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経225に連動する投資成果を目指します。

ファンドの受益権は、金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

■信託金の限度額■

信託の限度額は、10兆円相当です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託の限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

① 受益権を上場します。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で時価により株式と同様に売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口以上1口単位です。

取引方法は株式と同様です。売買手数料など、詳しくは第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

② ファンドの設定は株式によって行ないます。

ファンドの設定は原則として株式(※)によって行ないます。

委託者は追加設定を申し込む投資家に対して、あらかじめ追加設定に必要な株式のポートフォリオを指定します(これを「指定株式ポートフォリオ」といいます。)。

投資家は指定株式ポートフォリオをもって受益権を取得します。

なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が、取得する受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を販売会社に支払うものとします。

また、投資家が指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として、指定株式ポートフォリオの時価総額のうち当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて販売会社に支払うものとします。

(※) ファンドの設定は、以下に示す要件をすべて満たす、委託者の指定する有価証券等(これを「信託適格有価証券等」といいます。)によって行なわれます。

1 原則として日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること
2 原則として有価証券の株数の比率が、運用の基本方針に沿ったものであること
3 投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること

③　受益権と株式を交換することができます。

一定口数以上の受益権を有する受益者は、それに相当する信託財産中の現物株式ポートフォリオ(信託財産で保有する個別銘柄の構成比を基に委託者が銘柄・数量を指定します。以下当該ポートフォリオを「交換ポートフォリオ」といいます。)と交換することができます。

基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

なお、投資家が交換ポートフォリオの構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、交換ポートフォリオの時価総額のうち当該株式の時価総額に相当する口数の受益権は交換に必要な口数から控除します。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　）	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	日経225 ＴＯＰＩＸ その他 （　）
不動産投信 その他資産 （　） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型			

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　http://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

＜商品分類表定義＞
［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

［決算頻度による属性区分］

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

［投資対象地域による属性区分(重複使用可能)］

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資形態による属性区分］

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

［為替ヘッジによる属性区分］

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

［インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分］

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

［特殊型］

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2001年7月9日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2001年７月13日	受益証券を大阪証券取引所に上場
2013年7月16日	取引所の統合により東京証券取引所に上場
2020年9月30日	「日経225連動型上場投資信託」から「NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信」へ名称変更

（３）【ファンドの仕組み】

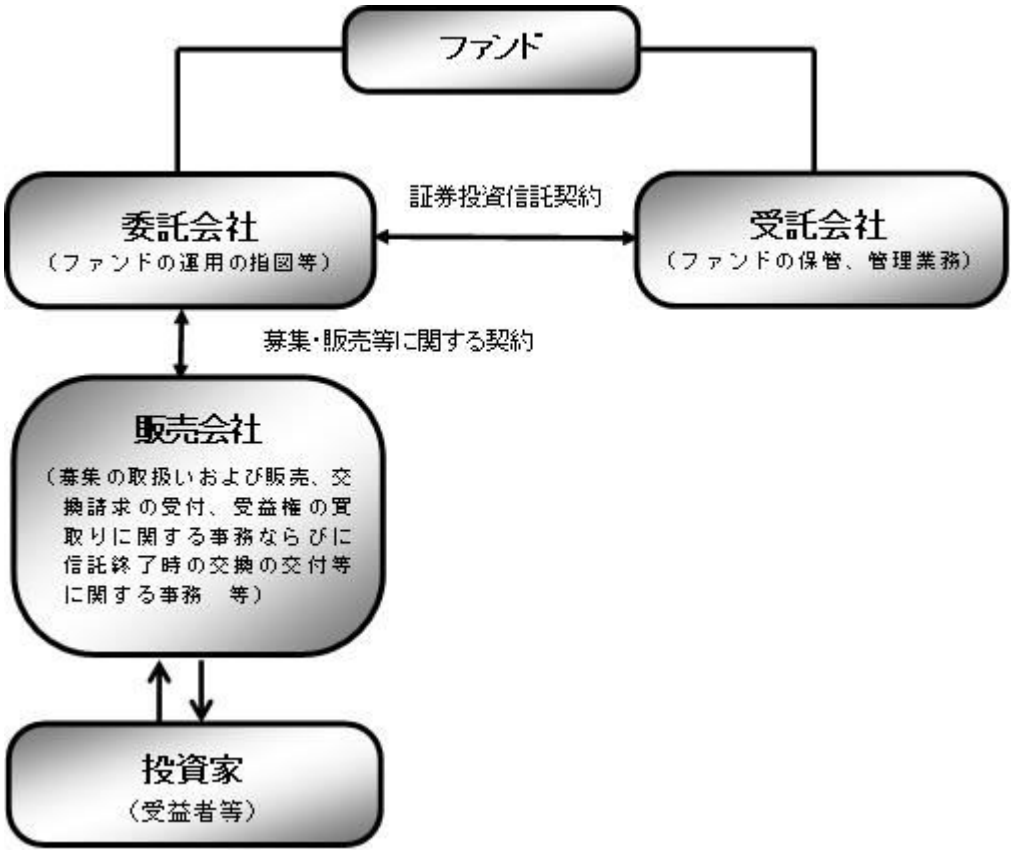

ファンド	NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

■委託会社の概況(2022年8月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月１日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月１日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月１日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドは、日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経225における個別銘柄の株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経225に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア　日経225の計算方法が変更された場合

イ　日経225の除数の修正が行なわれた場合

ウ　日経225採用銘柄の変更が行なわれた場合

エ　追加信託または交換等が行なわれた場合

オ　その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する株式は、日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記にかかわらず、日経225に連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に当該指数を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「日経平均株価(日経225)」の著作権等について

① 「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。

② 「日経」及び「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属している。

③ 「NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信」は、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び「NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信受益証券」の取引に関して、一切の責任を負わない。

④ 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。

⑤ 株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

（2）【投資対象】

ファンドは、日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経225における個別銘柄の株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経225に連動する投資成果を目指します。

投資することを指図する株式は、日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありませ

ん。

上記にかかわらず、日経225に連動する投資成果を目指すため、当該指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行なった場合と同様の損益を実現する目的で、補完的に当該指数を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第24条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「③金融商品および先物取引の指図範囲　第5号」に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第25条第１項)

委託者は、信託財産を、株式に対する投資として運用することを指図します。

③ 金融商品および先物取引の指図範囲(約款第25条第２項)

委託者は、信託財産に属する金銭を、運用の基本方針にしたがって株式に投資するまでの間、次の金融商品および先物取引により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

5 日経225を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

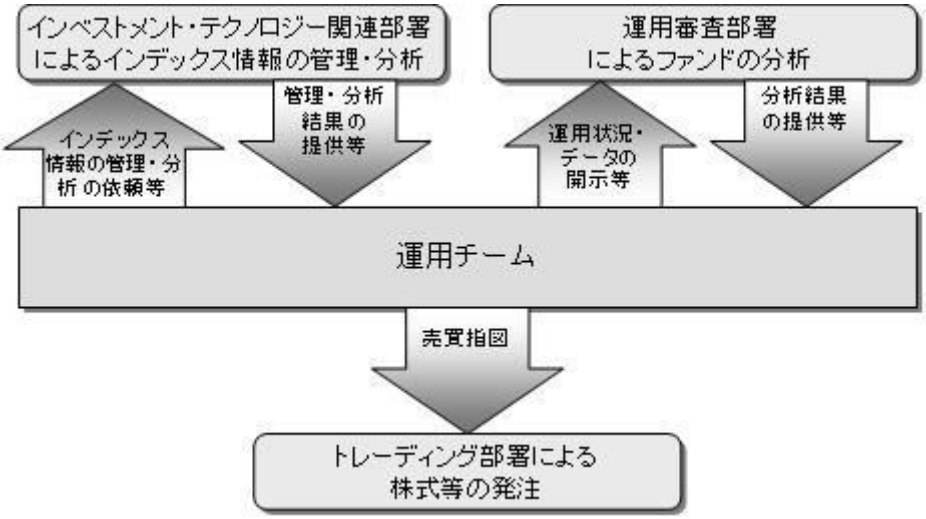

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

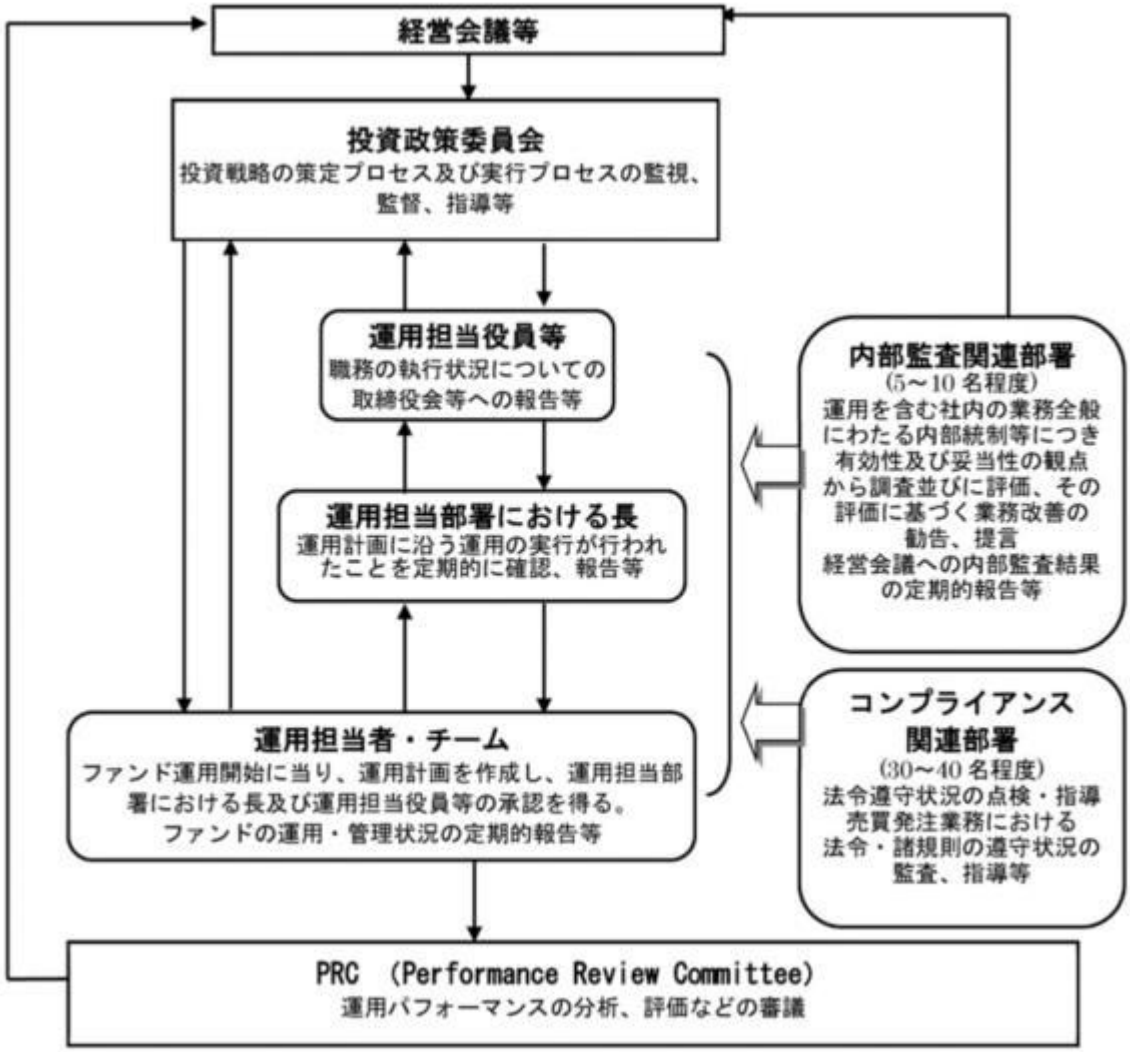

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合な

どを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 信託財産から生ずる配当等収益(受取配当金、配当株式、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から経費(信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等ならびにその他の費用の合計額をいいます。以下同じ。)を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配できない場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。

② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

③ 毎計算期末に信託財産から生じた第１号に掲げる利益の合計額は、第２号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

１ 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換(解約)差益金

２ 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換(解約)差損金

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 株式への投資割合(約款第26条第１項第４号)

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資する株式の範囲(約款第26条第１項第３号)

委託者が投資することを指図する株式は、日経225に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

③ 株式の貸付の指図および範囲(約款第28条)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないこととします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとしま

す。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。(約款第26条第1項第7号)

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(約款第26条第1項第8号)

⑥　同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ｉ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ｉ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

３【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します**。

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

［株価変動リスク］

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪対象株価指数と基準価額の主な乖離要因≫

ファンドは、基準価額が対象株価指数と連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

①同指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

②追加設定の一部が金銭にて行なわれた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

③対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

④個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができない場合

⑤先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること

⑥信託報酬等のコスト負担があること

※対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第３７条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用

はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。

◆ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

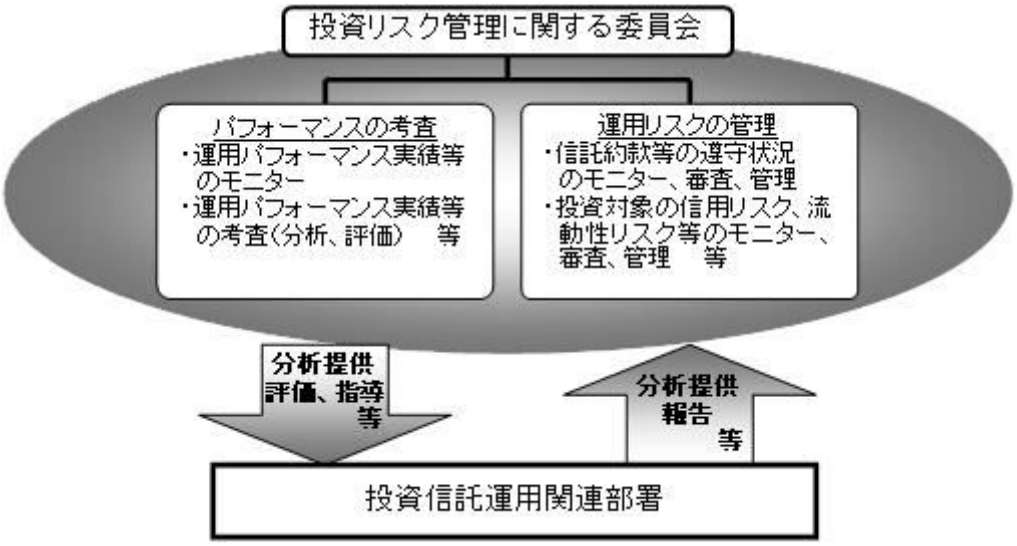

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

投資リスク

リスクの定量的比較（2017年8月末～2022年7月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

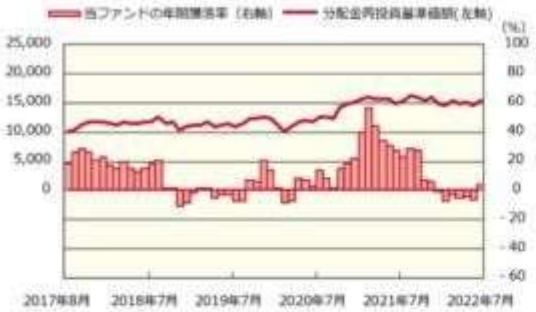

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

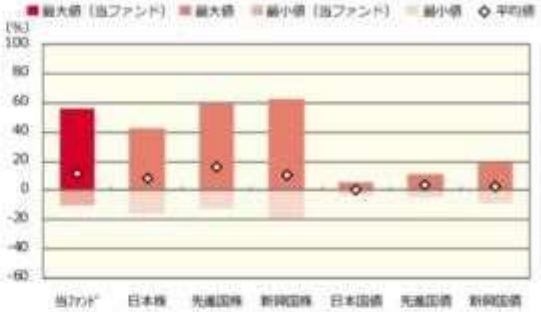

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**56.3**	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値（%）	**△ 10.5**	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.5	△ 4.5	△ 9.4
平均値（%）	**11.1**	8.7	16.5	10.5	0.1	3.6	2.7

- 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年8月末を10,000として指数化しております。
- 年間騰落率は、2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 2017年8月から2022年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- 決算日に対応した数値とは異なります。
- 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
○日本国債：NOMURA-BPI 国債
○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC　他）

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が独自に定める額※とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得時手数料は、ファンドの取得に関する事務手続き等の対価として、取得時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取り※を行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

※　受益権の買取りは、「第2 管理及び運営　2 換金(解約)手続等　(c)受益権の買取り(買取請求制)の第１号、第２号」に該当する場合に限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、①により計算した額に②により計算した額を加えた額とします。ただし、①により計算した額（税抜）に、②により計算した額（税抜）を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.165%の率を乗じて得た額から、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数に係る商標使用料のうち投資者負担とした額を控除した額を超えないものとします。

①日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。

信託報酬率およびその配分については、毎年1月および7月の最終営業日のファンドの純資産総額の残高に応じて下記の表の通りとします。2022年7月の最終営業日のファンドの純資産総額の残高に応じた信託報酬率は年0.12782%（税抜年0.1162%）で、2022年9月28日から2023年3月29日まで適用されます。

ファンドの純資産総額	1兆円以下の部分	1兆円超2兆円以下の部分	2兆円超4兆円以下の部分	4兆円超5兆円以下の部分	5兆円超8兆円以下の部分	8兆円超の部分
信託報酬率	年0.1815%(税抜年0.165%)	年0.1595%(税抜年0.145%)	年0.1485%(税抜年0.135%)	年0.110%(税抜年0.100%)	年0.088%(税抜年0.080%)	年0.044%(税抜年0.040%)
支払先の配分（税抜）および役務の内容						

＜委託会社＞ ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.10%	年0.095%	年0.095%	年0.085%	年0.07%	年0.03%
＜受託会社＞ ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.065%	年0.05%	年0.04%	年0.015%	年0.01%	年0.01%

②株式の貸付を行なった場合は、日々、その品貸料の44%（税抜40%）以内の額。
その配分については委託会社80%、受託会社20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

（４）【その他の手数料等】

① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および「商標使用料」ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

◆対象株価指数に係る商標使用料（2022年9月28日現在）
ファンドの純資産総額に対し、最大年0.0275%（税抜年0.025%）を乗じて得た額とします。

◆ファンドの上場に係る費用（2022年9月28日現在）
・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%)。
・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

② ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

③ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

●収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

●収益分配金の受取り時

収益分配金の益金不算入の対象となります。

益金不算入の限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2022年7月末現在)が変更になる場合があります。

５【運用状況】

以下は2022年7月29日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	7,615,878,015,090	98.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	94,585,377,203	1.22
合計（純資産総額）		7,710,463,392,293	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	93,573,000,000	1.21

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	9,627,000	68,260.04	657,139,405,080	80,200.00	772,085,400,000	10.01
2	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	9,627,000	43,549.42	419,250,266,340	46,010.00	442,938,270,000	5.74
3	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	57,762,000	5,399.94	311,911,334,280	5,605.00	323,756,010,000	4.19
4	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	57,762,000	4,293.04	247,974,576,480	4,292.00	247,914,504,000	3.21
5	日本	株式	ダイキン工業	機械	9,627,000	22,039.94	212,178,502,380	23,250.00	223,827,750,000	2.90
6	日本	株式	ファナック	電気機器	9,627,000	21,904.69	210,876,450,630	22,825.00	219,736,275,000	2.84
7	日本	株式	テルモ	精密機器	38,508,000	4,167.01	160,463,221,080	4,531.00	174,479,748,000	2.26
8	日本	株式	信越化学工業	化学	9,627,000	15,979.93	153,838,786,110	16,960.00	163,273,920,000	2.11
9	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	19,254,000	7,279.94	140,167,964,760	7,850.00	151,143,900,000	1.96
10	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	28,881,000	4,241.99	122,512,913,190	4,953.00	143,047,593,000	1.85
11	日本	株式	京セラ	電気機器	19,254,000	6,929.03	133,411,543,620	7,368.00	141,863,472,000	1.83
12	日本	株式	ＴＤＫ	電気機器	28,881,000	4,049.94	116,966,317,140	4,160.00	120,144,960,000	1.55
13	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	9,627,000	11,145.02	107,293,107,540	11,695.00	112,587,765,000	1.46
14	日本	株式	オリンパス	精密機器	38,508,000	2,705.49	104,183,008,920	2,818.00	108,515,544,000	1.40
15	日本	株式	中外製薬	医薬品	28,881,000	3,657.01	105,618,105,810	3,734.00	107,841,654,000	1.39

16	日本	株式	エムスリー	サービス業	23,104,800	4,135.92	95,559,604,416	4,615.00	106,628,652,000	1.38
17	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	48,135,000	2,111.00	101,612,985,000	2,137.00	102,864,495,000	1.33
18	日本	株式	第一三共	医薬品	28,881,000	3,443.04	99,438,438,240	3,523.00	101,747,763,000	1.31
19	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	48,135,000	2,122.01	102,142,951,350	2,087.50	100,481,812,500	1.30
20	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	9,627,000	9,947.00	95,759,769,000	10,360.00	99,735,720,000	1.29
21	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	48,135,000	1,953.97	94,054,345,950	2,002.00	96,366,270,000	1.24
22	日本	株式	セコム	サービス業	9,627,000	8,657.02	83,341,131,540	8,890.00	85,584,030,000	1.10
23	日本	株式	日東電工	化学	9,627,000	8,549.92	82,310,079,840	8,530.00	82,118,310,000	1.06
24	日本	株式	キッコーマン	食料品	9,627,000	7,720.00	74,320,440,000	7,870.00	75,764,490,000	0.98
25	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	9,627,000	7,140.10	68,737,742,700	7,840.00	75,475,680,000	0.97
26	日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	9,627,000	7,279.95	70,084,078,650	7,710.00	74,224,170,000	0.96
27	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	9,627,000	7,621.94	73,376,416,380	7,560.00	72,780,120,000	0.94
28	日本	株式	オムロン	電気機器	9,627,000	7,000.92	67,397,856,840	7,395.00	71,191,665,000	0.92
29	日本	株式	デンソー	輸送用機器	9,627,000	7,279.98	70,084,367,460	7,234.00	69,641,718,000	0.90
30	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	9,627,000	7,063.03	67,995,789,810	6,804.00	65,502,108,000	0.84

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.07
		建設業	1.69
		食料品	3.55
		繊維製品	0.14
		パルプ・紙	0.08
		化学	7.14
		医薬品	7.23
		石油・石炭製品	0.23
		ゴム製品	0.76
		ガラス・土石製品	0.94
		鉄鋼	0.08
		非鉄金属	0.80
		金属製品	0.02
		機械	4.83
		電気機器	22.48
		輸送用機器	4.53
		精密機器	3.93
		その他製品	3.06
		電気・ガス業	0.16
		陸運業	1.38

		海運業	0.38
		空運業	0.03
		倉庫・運輸関連業	0.22
		情報・通信業	11.82
		卸売業	2.31
		小売業	11.61
		銀行業	0.56
		証券、商品先物取引業	0.24
		保険業	0.86
		その他金融業	0.76
		不動産業	1.28
		サービス業	5.33
合　　計			98.77

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	日経平均株価先物(2022年09月限)	買建	3,372	日本円	89,728,920,000	93,573,000,000	1.21

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2022年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		金融商品取引所取引価格（円）
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第12計算期間　(2013年 7月 8日)	1,464,038	1,483,183	14,300.0000	14,487.0000	14,290
第13計算期間　(2014年 7月 8日)	1,916,575	1,941,107	15,547.3000	15,746.3000	15,560
第14計算期間　(2015年 7月 8日)	3,032,061	3,066,775	20,089.1000	20,319.1000	20,140
第15計算期間　(2016年 7月 8日)	2,890,625	2,941,229	15,365.7000	15,634.7000	15,390
第16計算期間　(2017年 7月 8日)	4,594,582	4,659,239	20,323.2000	20,609.2000	20,340
第17計算期間　(2018年 7月 8日)	5,563,227	5,650,756	22,245.6000	22,595.6000	22,270
第18計算期間　(2019年 7月 8日)	6,054,214	6,166,766	22,000.1000	22,409.1000	22,020
第19計算期間　(2020年 7月 8日)	6,249,863	6,355,672	22,977.1000	23,366.1000	23,000
第20計算期間　(2021年 7月 8日)	7,971,820	8,072,752	28,828.5000	29,193.5000	28,830

第21計算期間 (2022年 7月 8日)	7,377,049	7,512,000	27,168.4000	27,665.4000	27,255
2021年 7月末日	7,698,417	—	27,971.3000	—	27,990
8月末日	7,900,168	—	28,806.4000	—	28,790
9月末日	8,277,936	—	30,381.7000	—	30,450
10月末日	8,226,675	—	29,799.5000	—	29,840
11月末日	7,849,984	—	28,692.2000	—	29,300
12月末日	7,956,115	—	29,734.3000	—	29,770
2022年 1月末日	7,503,109	—	27,883.8000	—	27,910
2月末日	7,372,037	—	27,405.1000	—	27,415
3月末日	7,865,201	—	28,980.9000	—	29,000
4月末日	7,551,522	—	27,965.8000	—	27,970
5月末日	7,729,128	—	28,428.0000	—	28,420
6月末日	7,462,629	—	27,533.4000	—	27,510
7月末日	7,710,463	—	28,480.8000	—	28,480

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

※金融商品取引所の統合により、2013年7月16日以降は大阪取引所（旧大阪証券取引所）から東京証券取引所に取引価格の取得先が変更になっております。

②【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第12計算期間	2012年 7月 9日～2013年 7月 8日	187.0000円
第13計算期間	2013年 7月 9日～2014年 7月 8日	199.0000円
第14計算期間	2014年 7月 9日～2015年 7月 8日	230.0000円
第15計算期間	2015年 7月 9日～2016年 7月 8日	269.0000円
第16計算期間	2016年 7月 9日～2017年 7月 8日	286.0000円
第17計算期間	2017年 7月 9日～2018年 7月 8日	350.0000円
第18計算期間	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	409.0000円
第19計算期間	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	389.0000円
第20計算期間	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	365.0000円
第21計算期間	2021年 7月 9日～2022年 7月 8日	497.0000円

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第12計算期間	2012年 7月 9日～2013年 7月 8日	59.2%
第13計算期間	2013年 7月 9日～2014年 7月 8日	10.1%
第14計算期間	2014年 7月 9日～2015年 7月 8日	30.7%
第15計算期間	2015年 7月 9日～2016年 7月 8日	△22.2%
第16計算期間	2016年 7月 9日～2017年 7月 8日	34.1%
第17計算期間	2017年 7月 9日～2018年 7月 8日	11.2%

第18計算期間	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	0.7%
第19計算期間	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	6.2%
第20計算期間	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	27.1%
第21計算期間	2021年 7月 9日～2022年 7月 8日	△4.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第12計算期間	2012年 7月 9日～2013年 7月 8日	33,596,580	19,911,000	102,380,115
第13計算期間	2013年 7月 9日～2014年 7月 8日	46,249,390	25,355,251	123,274,254
第14計算期間	2014年 7月 9日～2015年 7月 8日	64,654,380	36,998,259	150,930,375
第15計算期間	2015年 7月 9日～2016年 7月 8日	87,193,230	50,002,010	188,121,595
第16計算期間	2016年 7月 9日～2017年 7月 8日	88,236,290	50,282,121	226,075,764
第17計算期間	2017年 7月 9日～2018年 7月 8日	94,207,410	70,200,861	250,082,313
第18計算期間	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	68,313,740	43,205,409	275,190,644
第19計算期間	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	39,783,640	42,969,873	272,004,411
第20計算期間	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	33,969,880	29,449,012	276,525,279
第21計算期間	2021年 7月 9日～2022年 7月 8日	16,958,150	21,953,065	271,530,364

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

※解約口数は交換口数を表示しております。

≪参考情報≫

運用実績（2022年7月29日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

分配の推移

（10口あたり、課税前）

2022年7月	4,970 円
2021年7月	3,650 円
2020年7月	3,890 円
2019年7月	4,090 円
2018年7月	3,500 円
設定来累計	44,809 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	ファーストリテイリング	小売業	10.0
2	東京エレクトロン	電気機器	5.7
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	4.2
4	ＫＤＤＩ	情報・通信業	3.2
5	ダイキン工業	機械	2.9
6	ファナック	電気機器	2.8
7	テルモ	精密機器	2.3
8	信越化学工業	化学	2.1
9	アドバンテスト	電気機器	2.0
10	リクルートホールディングス	サービス業	1.9

年間収益率の推移（暦年ベース）

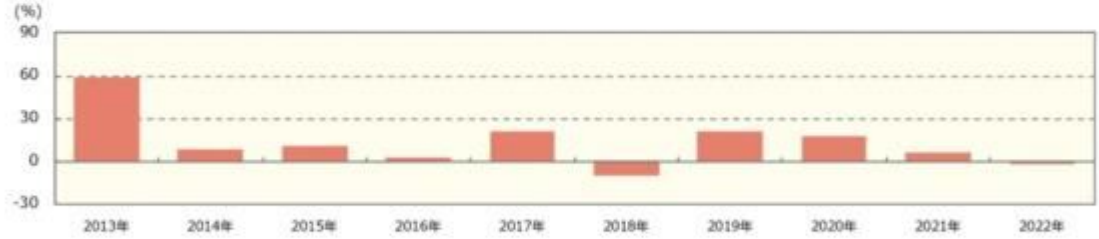

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2022年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付けについては、取得申込受付日の午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。ただし、取得申込者が、日経225構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、午後2時とします。

ただし、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込の受付けを停止します。

1　日経225構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内

2　ファンドの計算期間終了日(決算日)の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

3　前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第３号に掲げるものを除く。）については、受益権の取得の申込を受付ける場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、１ユニット以上１ユニット単位とします。

なお、「ユニット」とは、日経225に連動すると委託者が想定する１単位の株式のポートフォリオ(原則として、日経平均を構成する各銘柄を、各々金融商品取引所における最低売買単位により構成したポートフォリオとします。)に相当する口数の受益権をいいます。

１ユニットの受益権の口数(※1)は、10口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

(※1)　信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が日経225に連動すると想定する、１単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位(「取引所売買単位」といいます。)の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が定めます。

委託者は、取得申込受付日の２営業日前までに、１ユニットの現物株式のポートフォリオ(以下「指定株式ポートフォリオ」といいます。)を販売会社に提示します。

取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします(※2)。

(※2)　取得申込者が、日経225の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、取得申込者は、指定株式ポートフォリオにおける当該発行会社の株式の時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって支払うものとします。この場合の時価総額は、取得申込受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額。)に指定株式ポートフォリオにおける当該株式の株数を乗じて得た金額とします。なお、この場合、取得申込者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(上記に定める当該株式の時価総額の0.15%の額)をあわせて支払うものとします。

販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、取得申込者が、日経225構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該取得申込を当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が日経225構成銘柄である株式の発行会社等

に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込を行なうときを含むものとします。）は、取得申込を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。

当該通知が取得申込の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が申込ユニットの評価額に満たない場合は、取得申込者は、その差額に相当する金銭を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の販売価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付けを停止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する指定株式ポートフォリオ等（取得申込者が、日経225の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下この項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、金融商品取引清算機関*の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる指定株式ポートフォリオの委託者への受渡し等の債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。

＊金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

受託者は、追加信託にかかる指定株式ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該指定株式ポートフォリオ等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該指定株式ポートフォリオ等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

委託者は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中に一部解約の実行を請求することはできません。

(b) 受益権と信託財産に属する株式との交換

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換請求受付日の午後3時までに、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。ただし、交換の請求を行なう受益者が、日経225構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、午後2時とします。

委託者は、原則として、次の各号の期日または期間については、交換請求の受付を停止します。

1　日経225構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日

2　日経225構成銘柄の変更および株数変更等に伴なう除数の変更日の前営業日から起算して５営業日以内

3　ファンドの計算期間終了日(決算日)の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

4　前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第４号に掲げるものを除く。）については、交換請求の受付けを行なう場合があります。

なお、交換請求の受付けを停止したときは、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとします。

受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって、販売会社所定の方法で行なうものとします。

交換の単位は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が日経225に連動すると想定する、１単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が定めた口数(以下「最小交換口数」といいます。)とします。

なお、最小交換口数は、交換申込日の２営業日前までに委託者が決定し、販売会社に通知します。

交換の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換の請求の受付けを停止すること、およびすでに受付けた交換請求の受付けを取り消す場合があります。

また、交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとします。

※販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。当該抹消に係る手続きおよび交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行な

われます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換株式の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

受益証券をお手許で保有されている方は、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

(交換で交付する銘柄・株数の計算)

受益者が交換によって取得できる銘柄・株数は、交換の請求を委託者が受付けた日のファンドの保有銘柄および基準価額に基づいて計算された銘柄・株数とし、株数については取引所売買単位(以下「単位株数」といいます。)の整数倍とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

Ⅰ　交換請求受付日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。

Ⅱ　Ⅰで求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。

Ⅲ　Ⅱで求めた各銘柄の株数を、単位株数の整数倍に、単位株数未満を四捨五入することにより調整します。(これを「仮交換ポートフォリオ」とします。)

Ⅳ　Ⅲで求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額を計算します。

Ⅴ　Ⅳで求めた仮交換ポートの時価総額がⅠで求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行ないます。

(ⅰ)Ⅲにおける四捨五入の結果、繰り上げた金額(「繰り上げた株数×当該銘柄の株価」をいい、以下「繰上金額」といいます。)が一番大きい銘柄を１単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(ⅱ)新たな仮交換ポートフォリオの時価総額がⅠで求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、Ⅲにおける繰上金額が次に大きい銘柄を１単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(ⅲ)(ⅱ)を繰り返します。

Ⅵ　原則として、Ⅴで求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・株数が交換で交付する銘柄・株数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換株数の合計がファンドで保有する株数を超えてしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポートフォリオから当該銘柄を１単位株数分減じる等の調整を行なう場合があります。

※　交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも日経225を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

(交換する受益権口数の確定)

委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権を委託者に提示して交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株数を計算し、交換に要する受益権の口数(１口未満の端数があるときは、１口に切上げます。以下「交換

必要口数」といいます。)を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、日経225構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額。)に前記「交換で交付する銘柄・株数の計算」により計算された当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。

なお、交換の請求を行なう受益者が、日経225構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者が日経225構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。当該通知が交換の請求の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

(交換による株式の交付等)

受託者は、販売会社による振替受益権の抹消に係る手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、振替受益権の抹消に係る手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(c) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第２号の場合の請求は、信託終了日の２営業日前までとします。

1　交換により発生する取引所売買単位未満の振替受益権

2　受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した10口当りの金額をいいます。

信託財産に属する株式(交換の実行に係る株式で、受益者に対し未交付のもの（株式の振替制度移行後においては、振替機関等の受益者の口座に未振替のものとします。）を除く)の時価評価は、原則として、金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)により評価するものとします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

＜追加信託金額の計理処理について＞

(ⅰ)追加信託に相当する金額は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額に前記「1　申込(販売)手続等　(※2)」中の経費に相当する金額を加えた額とします。

(ⅱ)追加信託に相当する金額は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

＜受益権と株式の交換の計理処理について＞

受益権と株式の交換にあっては、交換必要口数(交換の請求を行なった受益者が日経225構成銘柄の発行会社等である場合において受益権を返還する場合は、当該受益権の口数を控除して得た口数)に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2001年７月９日設定)。

（４）【計算期間】

毎年７月９日から翌年７月８日までとします。
なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（ａ）ファンドの繰上償還条項

（ⅰ）委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が30万口を下回ることとなった場合、または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ⅱ）委託者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたは日経225が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ｂ）信託期間の終了

（ⅰ）委託者は、上記「（ａ）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、上記「（ａ）ファンドの繰上償還条項」（ⅰ）および（ⅱ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（ⅱ）上記（ⅰ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ⅲ）上記（ⅱ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記「（ａ）ファンドの繰上償還条項」（ⅰ）の信託契約の解約をしません。

（ⅳ）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（ⅴ）上記（ⅱ）から（ⅳ）までの規定は、「（ａ）ファンドの繰上償還条項」（ⅱ）の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ⅱ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

（ⅵ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ｃ）信託約款の変更

（ⅰ）委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変

更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅲ)上記(ⅱ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(ⅰ)の信託約款の変更をしません。

(ⅴ)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ⅵ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(ⅰ)から(ⅴ)までの規定にしたがいます。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(ⅰ)または「(c)信託約款の変更」(ⅱ)に規定する公告または書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

(ⅰ)信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(ⅱ)上記(ⅰ)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(ⅲ)信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(ⅳ)動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（ｈ）株式の売却の指図

委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。

（ｉ）再投資の指図

委託者は、株式の売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、「第１　ファンドの状況　２　投資方針　(2)投資対象　③金融商品および先物取引の指図範囲」に定める第１号から第４号までの金融商品による運用に限るものとします。

（ｊ）受託者による資金立替え

信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（ｋ）委託者の登録取消等に伴う取扱い

(ｉ)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ⅱ)上記(ｉ)にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(ｃ)信託約款の変更」(ⅳ)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ｌ）委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い

(ｉ)委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ⅱ)委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(ｍ) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合において、委託者は「(ｃ)信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ｎ)受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（ｏ）信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（ｐ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権および名義登録

(ａ)収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が計算期間終了日現在における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。＊

受益者は、原則として、上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限る。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から30日間停止します。この場合、委託者は、予め公告を行なうものとします。ただし、社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下の通りとし、この信託の受益権の全てが振替受益権である場合には、原則として上記の公告を行ないません。

（ｉ） 当該受益権は、上記当該会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

（ii） 当該会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる受益者の氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所とします。）ならびにその他受託者が定める事項を書面等により受託者に届け出るものとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者から申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。＊

（iii） 当該会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記（ｉ）の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

＊2016年1月1日以後に行なう受託者への登録について適用し、同日前に行なった受託者への登録については、なお従前の例によるものとします。
2016年1月1日前に受託者への氏名または名称および住所の登録を行なった者は、同日から3年を経過した日以後最初に到来する計算期間の終了する日（同日において個人番号または法人番号を有しない者にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により同日以後に個人番号または法人番号が初めて通知された日から一月を経過する日とします。）までに、受託者に個人番号または法人番号の登録を行なうものとします。

この信託契約締結当初および2008年1月4日前の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで受益証券を交付し、2008年1月4日以降の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、受益者

が登録の際にあらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約※を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

※詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b)受託者は、支払開始日から５年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

② 信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、一定口数(※)以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座等に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

(※) 信託終了時の交換の単位は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が日経225に連動すると想定する、１単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が定めた口数(以下「信託終了時最小交換口数」といいます。)とします。

なお、信託終了時最小交換口数は、信託終了日の５営業日前までに委託者が決定し、販売会社に通知します。

ただし、日経225構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する銘柄・株数は、信託終了日の4営業日前の日のファンドの保有銘柄および基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。なお、銘柄毎の交換株数の計算方法は、「第2 管理及び運営　2 換金(解約)手続等　(b)受益権と信託財産に属する株式との交換」に記載されている交換で交付する銘柄・株数の計算に準じて行ないます。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。

上記にかかわらず、次の場合には信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取る事を原則とします。

1　受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権または受益証券

2　信託終了時最小交換口数に満たない振替受益権または受益証券(取引所売買単位未満の振替受益

権または受益証券を含みます。）

販売会社は、受益者に買取りを行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して2営業日目から行ないます。

信託財産が買取った受益権については、個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないます。

受益者が、株式の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第３【ファンドの経理状況】

ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　日経２２５連動型上場投信

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(2021年7月9日から2022年7月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第20期 (2021年 7月 8日現在)	第21期 (2022年 7月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	263,987,838,086	259,822,860,895
株式	7,844,011,835,160	7,285,903,128,320
未収配当金	7,566,896,000	8,828,927,100
未収利息	6,619,238	1,036,072
その他未収収益	270,688,993	179,475,268
差入委託証拠金	15,486,900,736	22,396,432,501
流動資産合計	8,131,330,778,213	7,577,131,860,156
資産合計	8,131,330,778,213	7,577,131,860,156
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,716,125,036	4,089,939,299
未払金	2,914,951,276	6,483,770,641
未払収益分配金	100,931,726,835	134,950,590,908
未払受託者報酬	2,003,236,641	1,858,450,639
未払委託者報酬	6,092,241,712	5,586,083,967
未払利息	197,810	46,056
有価証券貸借取引受入金	41,847,452,428	44,651,124,942
その他未払費用	2,004,196,824	2,462,078,787
流動負債合計	159,510,128,562	200,082,085,239
負債合計	159,510,128,562	200,082,085,239
純資産の部		
元本等		
元本	3,403,196,608,653	3,341,724,189,748
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,568,624,040,998	4,035,325,585,169
（分配準備積立金）	139,761,746	154,469,862
元本等合計	7,971,820,649,651	7,377,049,774,917
純資産合計	7,971,820,649,651	7,377,049,774,917
負債純資産合計	8,131,330,778,213	7,577,131,860,156

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期 自　2020年 7月 9日 至　2021年 7月 8日	第21期 自　2021年 7月 9日 至　2022年 7月 8日
営業収益		
受取配当金	117,497,503,148	152,163,042,112
受取利息	67,906	93,454
有価証券売買等損益	1,567,555,603,008	△420,972,456,271
派生商品取引等損益	33,133,711,266	△11,176,220,531
その他収益	1,289,932,436	1,049,375,486
営業収益合計	1,719,476,817,764	△278,936,165,750
営業費用		
支払利息	△93,283,165	△80,398,011
受託者報酬	3,730,049,595	3,861,907,284
委託者報酬	11,845,853,774	11,665,528,866
その他費用	2,420,099,336	2,800,173,889
営業費用合計	17,902,719,540	18,247,212,028
営業利益又は営業損失（△）	1,701,574,098,224	△297,183,377,778
経常利益又は経常損失（△）	1,701,574,098,224	△297,183,377,778
当期純利益又は当期純損失（△）	1,701,574,098,224	△297,183,377,778
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,902,304,770,375	4,568,624,040,998
剰余金増加額又は欠損金減少額	517,052,534,060	273,675,962,052
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	517,052,534,060	273,675,962,052
剰余金減少額又は欠損金増加額	451,375,634,826	374,840,449,195
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	451,375,634,826	374,840,449,195
分配金	100,931,726,835	134,950,590,908
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,568,624,040,998	4,035,325,585,169

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
２.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
４.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2021年 7月 9日から2022年 7月 8日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第20期 2021年 7月 8日現在	第21期 2022年 7月 8日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数 276,525,279口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 271,530,364口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 28,828.5円 (10口当たり純資産額) (288,285円)	２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 27,168.4円 (10口当たり純資産額) (271,684円)
３． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 39,079,532,330円	３． 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券 43,223,100,520円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20期 自 2020年 7月 9日 至 2021年 7月 8日	第21期 自 2021年 7月 9日 至 2022年 7月 8日

１.分配金の計算過程

項目		
当期配当等収益額	A	118,880,786,655円
分配準備積立金	B	186,704,631円
配当等収益合計額	C=A+B	119,067,491,286円
経費	D	17,996,002,705円
収益分配可能額	E=C-D	101,071,488,581円
収益分配金	F	100,931,726,835円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	139,761,746円
口数	H	276,525,279口
10口当たり分配金	I=F/H×10	3,650円

２.その他費用

その他費用のうち1,666,403,435円は、対象指数についての商標使用料であります。

１.分配金の計算過程

項目		
当期配当等収益額	A	153,292,909,063円
分配準備積立金	B	139,761,746円
配当等収益合計額	C=A+B	153,432,670,809円
経費	D	18,327,610,039円
収益分配可能額	E=C-D	135,105,060,770円
収益分配金	F	134,950,590,908円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	154,469,862円
口数	H	271,530,364口
10口当たり分配金	I=F/H×10	4,970円

２.その他費用

その他費用のうち2,165,325,229円は、対象指数についての商標使用料であります。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第20期 自 2020年 7月 9日 至 2021年 7月 8日	第21期 自 2021年 7月 9日 至 2022年 7月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第20期 2021年 7月 8日現在	第21期 2022年 7月 8日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第20期 自 2020年 7月 9日 至 2021年 7月 8日	第21期 自 2021年 7月 9日 至 2022年 7月 8日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）
1 元本の移動

第20期 自 2020年 7月 9日 至 2021年 7月 8日		第21期 自 2021年 7月 9日 至 2022年 7月 8日	
期首元本額	3,347,558,286,177円	期首元本額	3,403,196,608,653円
期中追加設定元本額	418,067,313,160円	期中追加設定元本額	208,703,952,050円
期中一部交換元本額	362,428,990,684円	期中一部交換元本額	270,176,370,955円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第20期 自 2020年 7月 9日 至 2021年 7月 8日	第21期 自 2021年 7月 9日 至 2022年 7月 8日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
株式	1,421,317,432,826	△435,108,857,206
合計	1,421,317,432,826	△435,108,857,206

３ デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第20期(2021年 7月 8日現在)				第21期(2022年 7月 8日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引								
株価指数先物取引								
買建	130,614,093,576	－	126,900,200,000	△3,716,125,036	93,817,190,159	－	89,728,920,000	△4,089,939,299
合計	130,614,093,576	－	126,900,200,000	△3,716,125,036	93,817,190,159	－	89,728,920,000	△4,089,939,299

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1　有価証券明細表

(1)株式(2022年7月8日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	日本水産	9,656,000	567.00	5,474,952,000	
		マルハニチロ	965,600	2,498.00	2,412,068,800	貸付有価証券 3,700株
		ＩＮＰＥＸ	3,862,400	1,374.00	5,306,937,600	
		コムシスホールディングス	9,656,000	2,578.00	24,893,168,000	貸付有価証券 2,000株
		大成建設	1,931,200	4,205.00	8,120,696,000	
		大林組	9,656,000	957.00	9,240,792,000	
		清水建設	9,656,000	747.00	7,213,032,000	貸付有価証券 49,700株
		長谷工コーポレーション	1,931,200	1,564.00	3,020,396,800	貸付有価証券 6,100株
		鹿島建設	4,828,000	1,494.00	7,213,032,000	
		大和ハウス工業	9,656,000	3,209.00	30,986,104,000	貸付有価証券 1,900株
		積水ハウス	9,656,000	2,331.00	22,508,136,000	
		日揮ホールディングス	9,656,000	1,649.00	15,922,744,000	貸付有価証券 12,000株
		日清製粉グループ本社	9,656,000	1,634.00	15,777,904,000	貸付有価証券 15,300株
		明治ホールディングス	1,931,200	7,010.00	13,537,712,000	
		日本ハム	4,828,000	4,300.00	20,760,400,000	
		サッポロホールディングス	1,931,200	2,902.00	5,604,342,400	貸付有価証券 23,100株
		アサヒグループホールディングス	9,656,000	4,457.00	43,036,792,000	貸付有価証券 53,700株
		キリンホールディングス	9,656,000	2,175.50	21,006,628,000	貸付有価証券 23,200株
		宝ホールディングス	9,656,000	1,011.00	9,762,216,000	
		キッコーマン	9,656,000	7,720.00	74,544,320,000	貸付有価証券 9,900株
		味の素	9,656,000	3,431.00	33,129,736,000	
		ニチレイ	4,828,000	2,416.00	11,664,448,000	
		日本たばこ産業	9,656,000	2,342.50	22,619,180,000	貸付有価証券 1,800株
		東洋紡	965,600	1,037.00	1,001,327,200	貸付有価証券 2,600株

ユニチカ	965,600	234.00	225,950,400	貸付有価証券 98,400株
帝人	1,931,200	1,419.00	2,740,372,800	
東レ	9,656,000	747.60	7,218,825,600	貸付有価証券 5,700株
王子ホールディングス	9,656,000	563.00	5,436,328,000	
日本製紙	965,600	971.00	937,597,600	貸付有価証券 69,600株
クラレ	9,656,000	1,071.00	10,341,576,000	貸付有価証券 1,600,600株
旭化成	9,656,000	1,055.50	10,191,908,000	貸付有価証券 8,000株
昭和電工	965,600	2,222.00	2,145,563,200	貸付有価証券 1,100株
住友化学	9,656,000	525.00	5,069,400,000	貸付有価証券 2,700株
日産化学	9,656,000	6,510.00	62,860,560,000	貸付有価証券 7,300株
東ソー	4,828,000	1,712.00	8,265,536,000	
トクヤマ	1,931,200	1,752.00	3,383,462,400	
デンカ	1,931,200	3,315.00	6,401,928,000	
信越化学工業	9,656,000	15,980.00	154,302,880,000	
三井化学	1,931,200	2,835.00	5,474,952,000	
三菱ケミカルグループ	4,828,000	744.20	3,592,997,600	貸付有価証券 3,900株
ＵＢＥ	965,600	2,028.00	1,958,236,800	貸付有価証券 300株
花王	9,656,000	5,708.00	55,116,448,000	
ＤＩＣ	965,600	2,426.00	2,342,545,600	
富士フイルムホールディングス	9,656,000	7,622.00	73,598,032,000	
資生堂	9,656,000	5,552.00	53,610,112,000	貸付有価証券 500株
日東電工	9,656,000	8,550.00	82,558,800,000	
協和キリン	9,656,000	3,130.00	30,223,280,000	
武田薬品工業	9,656,000	3,884.00	37,503,904,000	
アステラス製薬	48,280,000	2,122.00	102,450,160,000	貸付有価証券 476,300株
住友ファーマ	9,656,000	1,103.00	10,650,568,000	
塩野義製薬	9,656,000	7,063.00	68,200,328,000	

中外製薬	28,968,000	3,657.00	105,935,976,000	
エーザイ	9,656,000	6,096.00	58,862,976,000	
第一三共	28,968,000	3,443.00	99,736,824,000	
大塚ホールディングス	9,656,000	4,879.00	47,111,624,000	
出光興産	3,862,400	3,180.00	12,282,432,000	
ＥＮＥＯＳホールディングス	9,656,000	499.40	4,822,206,400	
横浜ゴム	4,828,000	1,919.00	9,264,932,000	貸付有価証券 67,800株
ブリヂストン	9,656,000	4,966.00	47,951,696,000	貸付有価証券 1,917,400株
ＡＧＣ	1,931,200	4,760.00	9,192,512,000	貸付有価証券 1,100株
日本板硝子	965,600	388.00	374,652,800	貸付有価証券 238,400株
日本電気硝子	2,896,800	2,640.00	7,647,552,000	貸付有価証券 72,200株
住友大阪セメント	965,600	3,550.00	3,427,880,000	貸付有価証券 194,600株
太平洋セメント	965,600	1,961.00	1,893,541,600	
東海カーボン	9,656,000	1,033.00	9,974,648,000	貸付有価証券 220,700株
ＴＯＴＯ	4,828,000	4,570.00	22,063,960,000	貸付有価証券 9,000株
日本碍子	9,656,000	1,842.00	17,786,352,000	貸付有価証券 3,700株
日本製鉄	965,600	1,930.00	1,863,608,000	貸付有価証券 15,500株
神戸製鋼所	965,600	617.00	595,775,200	
ＪＦＥホールディングス	965,600	1,468.00	1,417,500,800	貸付有価証券 2,200株
大平洋金属	965,600	2,366.00	2,284,609,600	貸付有価証券 114,200株
日本軽金属ホールディングス	965,600	1,528.00	1,475,436,800	貸付有価証券 2,500株
三井金属鉱業	965,600	3,095.00	2,988,532,000	貸付有価証券 16,600株
東邦亜鉛	965,600	2,163.00	2,088,592,800	貸付有価証券 114,900株
三菱マテリアル	965,600	1,926.00	1,859,745,600	貸付有価証券 4,200株

住友金属鉱山	4,828,000	4,043.00	19,519,604,000	
ＤＯＷＡホールディングス	1,931,200	4,500.00	8,690,400,000	貸付有価証券 11,500株
古河電気工業	965,600	2,264.00	2,186,118,400	貸付有価証券 13,400株
住友電気工業	9,656,000	1,457.50	14,073,620,000	貸付有価証券 1,000株
フジクラ	9,656,000	736.00	7,106,816,000	
ＳＵＭＣＯ	965,600	1,757.00	1,696,559,200	貸付有価証券 514,400株
日本製鋼所	1,931,200	3,080.00	5,948,096,000	
オークマ	1,931,200	5,100.00	9,849,120,000	
アマダ	9,656,000	1,016.00	9,810,496,000	
小松製作所	9,656,000	2,936.00	28,350,016,000	貸付有価証券 1,000株
住友重機械工業	1,931,200	2,914.00	5,627,516,800	貸付有価証券 71,900株
日立建機	9,656,000	2,865.00	27,664,440,000	貸付有価証券 111,700株
クボタ	9,656,000	2,095.00	20,229,320,000	貸付有価証券 487,500株
荏原製作所	1,931,200	5,080.00	9,810,496,000	貸付有価証券 8,300株
ダイキン工業	9,656,000	22,040.00	212,818,240,000	貸付有価証券 700株
日本精工	9,656,000	723.00	6,981,288,000	貸付有価証券 366,000株
ＮＴＮ	9,656,000	249.00	2,404,344,000	貸付有価証券 267,000株
ジェイテクト	9,656,000	1,009.00	9,742,904,000	貸付有価証券 52,300株
三井Ｅ＆Ｓホールディングス	965,600	334.00	322,510,400	貸付有価証券 143,500株
日立造船	1,931,200	843.00	1,628,001,600	
三菱重工業	965,600	5,014.00	4,841,518,400	
ＩＨＩ	965,600	3,535.00	3,413,396,000	貸付有価証券 3,200株
コニカミノルタ	9,656,000	456.00	4,403,136,000	
ミネベアミツミ	9,656,000	2,329.00	22,488,824,000	貸付有価証券 7,500株
日立製作所	1,931,200	6,490.00	12,533,488,000	貸付有価証券

				26,200株
三菱電機	9,656,000	1,454.50	14,044,652,000	
富士電機	1,931,200	5,450.00	10,525,040,000	
安川電機	9,656,000	4,545.00	43,886,520,000	貸付有価証券 11,900株
オムロン	9,656,000	7,001.00	67,601,656,000	貸付有価証券 16,800株
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	1,931,200	2,203.00	4,254,433,600	貸付有価証券 6,100株
日本電気	965,600	5,500.00	5,310,800,000	貸付有価証券 9,700株
富士通	965,600	17,890.00	17,274,584,000	
沖電気工業	965,600	743.00	717,440,800	貸付有価証券 18,500株
セイコーエプソン	19,312,000	1,931.00	37,291,472,000	貸付有価証券 24,000株
パナソニック　ホールディングス	9,656,000	1,125.00	10,863,000,000	
シャープ	9,656,000	1,058.00	10,216,048,000	貸付有価証券 4,163,900株（42,800株）
ソニーグループ	9,656,000	11,145.00	107,616,120,000	貸付有価証券 300株
ＴＤＫ	28,968,000	4,050.00	117,320,400,000	貸付有価証券 120,400株
アルプスアルパイン	9,656,000	1,308.00	12,630,048,000	貸付有価証券 533,700株
横河電機	9,656,000	2,209.00	21,330,104,000	
アドバンテスト	19,312,000	7,280.00	140,591,360,000	
キーエンス	965,600	49,630.00	47,922,728,000	
カシオ計算機	9,656,000	1,257.00	12,137,592,000	貸付有価証券 236,300株
ファナック	9,656,000	21,905.00	211,514,680,000	貸付有価証券 800株
京セラ	19,312,000	6,929.00	133,812,848,000	
太陽誘電	9,656,000	4,565.00	44,079,640,000	貸付有価証券 27,300株
村田製作所	7,724,800	7,616.00	58,832,076,800	貸付有価証券 600株
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	1,931,200	9,000.00	17,380,800,000	

キヤノン	14,484,000	3,100.00	44,900,400,000	貸付有価証券 124,800株
リコー	9,656,000	1,042.00	10,061,552,000	貸付有価証券 7,700株
東京エレクトロン	9,656,000	43,550.00	420,518,800,000	貸付有価証券 200株
デンソー	9,656,000	7,280.00	70,295,680,000	
川崎重工業	965,600	2,491.00	2,405,309,600	貸付有価証券 2,200株
日産自動車	9,656,000	504.20	4,868,555,200	
いすゞ自動車	4,828,000	1,451.00	7,005,428,000	貸付有価証券 5,400株
トヨタ自動車	48,280,000	2,111.00	101,919,080,000	
日野自動車	9,656,000	711.00	6,865,416,000	貸付有価証券 7,600株
三菱自動車工業	965,600	420.00	405,552,000	貸付有価証券 90,700株（18,800株）
マツダ	1,931,200	1,020.00	1,969,824,000	
本田技研工業	19,312,000	3,250.00	62,764,000,000	貸付有価証券 142,900株
スズキ	9,656,000	4,240.00	40,941,440,000	貸付有価証券 30,400株
ＳＵＢＡＲＵ	9,656,000	2,253.00	21,754,968,000	
ヤマハ発動機	9,656,000	2,505.00	24,188,280,000	貸付有価証券 242,900株
テルモ	38,624,000	4,167.00	160,946,208,000	
ニコン	9,656,000	1,439.00	13,894,984,000	貸付有価証券 3,300株
オリンパス	38,624,000	2,705.50	104,497,232,000	
シチズン時計	9,656,000	529.00	5,108,024,000	
バンダイナムコホールディングス	9,656,000	9,947.00	96,048,232,000	
凸版印刷	4,828,000	2,190.00	10,573,320,000	貸付有価証券 2,400株
大日本印刷	4,828,000	2,819.00	13,610,132,000	
ヤマハ	9,656,000	5,630.00	54,363,280,000	貸付有価証券 6,600株
任天堂	965,600	57,960.00	55,966,176,000	貸付有価証券 1,000株
東京電力ホールディングス	965,600	619.00	597,706,400	貸付有価証券 2,000株

中部電力	965,600	1,378.00	1,330,596,800	貸付有価証券 19,800株
関西電力	965,600	1,375.00	1,327,700,000	貸付有価証券 4,300株
東京瓦斯	1,931,200	2,510.00	4,847,312,000	
大阪瓦斯	1,931,200	2,408.00	4,650,329,600	
東武鉄道	1,931,200	2,974.00	5,743,388,800	貸付有価証券 1,900株
東急	4,828,000	1,528.00	7,377,184,000	
小田急電鉄	4,828,000	1,791.00	8,646,948,000	貸付有価証券 2,300株
京王電鉄	1,931,200	4,800.00	9,269,760,000	
京成電鉄	4,828,000	3,430.00	16,560,040,000	貸付有価証券 141,100株
東日本旅客鉄道	965,600	6,594.00	6,367,166,400	
西日本旅客鉄道	965,600	4,688.00	4,526,732,800	貸付有価証券 900株
東海旅客鉄道	965,600	14,860.00	14,348,816,000	
ヤマトホールディングス	9,656,000	2,257.00	21,793,592,000	貸付有価証券 8,700株
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	965,600	7,520.00	7,261,312,000	
日本郵船	965,600	9,340.00	9,018,704,000	貸付有価証券 55,600株
商船三井	2,896,800	3,130.00	9,066,984,000	貸付有価証券 79,700株
川崎汽船	965,600	7,930.00	7,657,208,000	貸付有価証券 143,500株
ＡＮＡホールディングス	965,600	2,422.50	2,339,166,000	貸付有価証券 581,600株
三菱倉庫	4,828,000	3,340.00	16,125,520,000	貸付有価証券 2,300株
ネクソン	19,312,000	2,940.00	56,777,280,000	
Ｚホールディングス	3,862,400	435.50	1,682,075,200	
トレンドマイクロ	9,656,000	7,280.00	70,295,680,000	貸付有価証券 200株
日本電信電話	3,862,400	3,830.00	14,792,992,000	貸付有価証券 2,200株
ＫＤＤＩ	57,936,000	4,293.00	248,719,248,000	貸付有価証券 2,400株
ソフトバンク	9,656,000	1,525.00	14,725,400,000	

東宝	965,600	4,915.00	4,745,924,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	48,280,000	1,954.00	94,339,120,000	貸付有価証券 12,300株
コナミグループ	9,656,000	7,140.00	68,943,840,000	貸付有価証券 16,000株
ソフトバンクグループ	57,936,000	5,400.00	312,854,400,000	
双日	965,600	1,927.00	1,860,711,200	貸付有価証券 60,000株
伊藤忠商事	9,656,000	3,803.00	36,721,768,000	
丸紅	9,656,000	1,183.50	11,427,876,000	貸付有価証券 6,900株
豊田通商	9,656,000	4,375.00	42,245,000,000	
三井物産	9,656,000	2,851.50	27,534,084,000	
住友商事	9,656,000	1,853.00	17,892,568,000	
三菱商事	9,656,000	3,885.00	37,513,560,000	
Ｊ．フロント　リテイリング	4,828,000	1,041.00	5,025,948,000	
三越伊勢丹ホールディングス	9,656,000	986.00	9,520,816,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	9,656,000	5,325.00	51,418,200,000	
高島屋	4,828,000	1,337.00	6,455,036,000	貸付有価証券 46,000株
丸井グループ	9,656,000	2,232.00	21,552,192,000	貸付有価証券 60,700株
イオン	9,656,000	2,624.50	25,342,172,000	貸付有価証券 112,500株
ファーストリテイリング	9,656,000	68,260.00	659,118,560,000	貸付有価証券 95,400株
コンコルディア・フィナンシャルグループ	9,656,000	451.00	4,354,856,000	
あおぞら銀行	965,600	2,678.00	2,585,876,800	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	9,656,000	724.60	6,996,737,600	
りそなホールディングス	965,600	503.70	486,372,720	
三井住友トラスト・ホールディングス	965,600	4,198.00	4,053,588,800	貸付有価証券 900株
三井住友フィナンシャルグループ	965,600	4,064.00	3,924,198,400	
千葉銀行	9,656,000	733.00	7,077,848,000	貸付有価証券 18,900株

ふくおかフィナンシャルグループ	1,931,200	2,375.00	4,586,600,000	
静岡銀行	9,656,000	808.00	7,802,048,000	貸付有価証券 88,600株
みずほフィナンシャルグループ	965,600	1,559.00	1,505,370,400	
大和証券グループ本社	9,656,000	617.60	5,963,545,600	貸付有価証券 16,500株
野村ホールディングス	9,656,000	506.00	4,885,936,000	貸付有価証券 8,900株
松井証券	9,656,000	801.00	7,734,456,000	貸付有価証券 7,600株
ＳＯＭＰＯホールディングス	1,931,200	5,923.00	11,438,497,600	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	2,896,800	4,257.00	12,331,677,600	貸付有価証券 2,400株
第一生命ホールディングス	965,600	2,403.00	2,320,336,800	
東京海上ホールディングス	4,828,000	7,959.00	38,426,052,000	貸付有価証券 800株
Ｔ＆Ｄホールディングス	1,931,200	1,595.00	3,080,264,000	
クレディセゾン	9,656,000	1,532.00	14,792,992,000	
オリックス	9,656,000	2,265.00	21,870,840,000	貸付有価証券 6,900株
日本取引所グループ	9,656,000	2,091.00	20,190,696,000	貸付有価証券 15,800株
東急不動産ホールディングス	9,656,000	695.00	6,710,920,000	
三井不動産	9,656,000	2,848.00	27,500,288,000	
三菱地所	9,656,000	1,943.50	18,766,436,000	
東京建物	4,828,000	1,930.00	9,318,040,000	貸付有価証券 11,300株
住友不動産	9,656,000	3,441.00	33,226,296,000	貸付有価証券 1,900株
エムスリー	23,174,400	4,136.00	95,849,318,400	貸付有価証券 15,300株
ディー・エヌ・エー	2,896,800	1,878.00	5,440,190,400	貸付有価証券 2,400株
電通グループ	9,656,000	4,160.00	40,168,960,000	貸付有価証券 109,300株
サイバーエージェント	7,724,800	1,359.00	10,498,003,200	貸付有価証券 6,200株

		楽天グループ	9,656,000	637.00	6,150,872,000	貸付有価証券 7,893,900株
		リクルートホールディングス	28,968,000	4,242.00	122,882,256,000	
		日本郵政	9,656,000	973.60	9,401,081,600	貸付有価証券 1,200株
		セコム	9,656,000	8,657.00	83,591,992,000	貸付有価証券 400株
	小計	銘柄数：225 組入時価比率：98.8%			7,285,903,128,320 100.0%	
合計					7,285,903,128,320	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2022年7月8日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2022年7月29日現在

Ⅰ　資産総額	8,082,534,331,832円
Ⅱ　負債総額	372,070,939,539円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	7,710,463,392,293円
Ⅳ　発行済口数	270,725,020口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	28,480.8円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2022年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

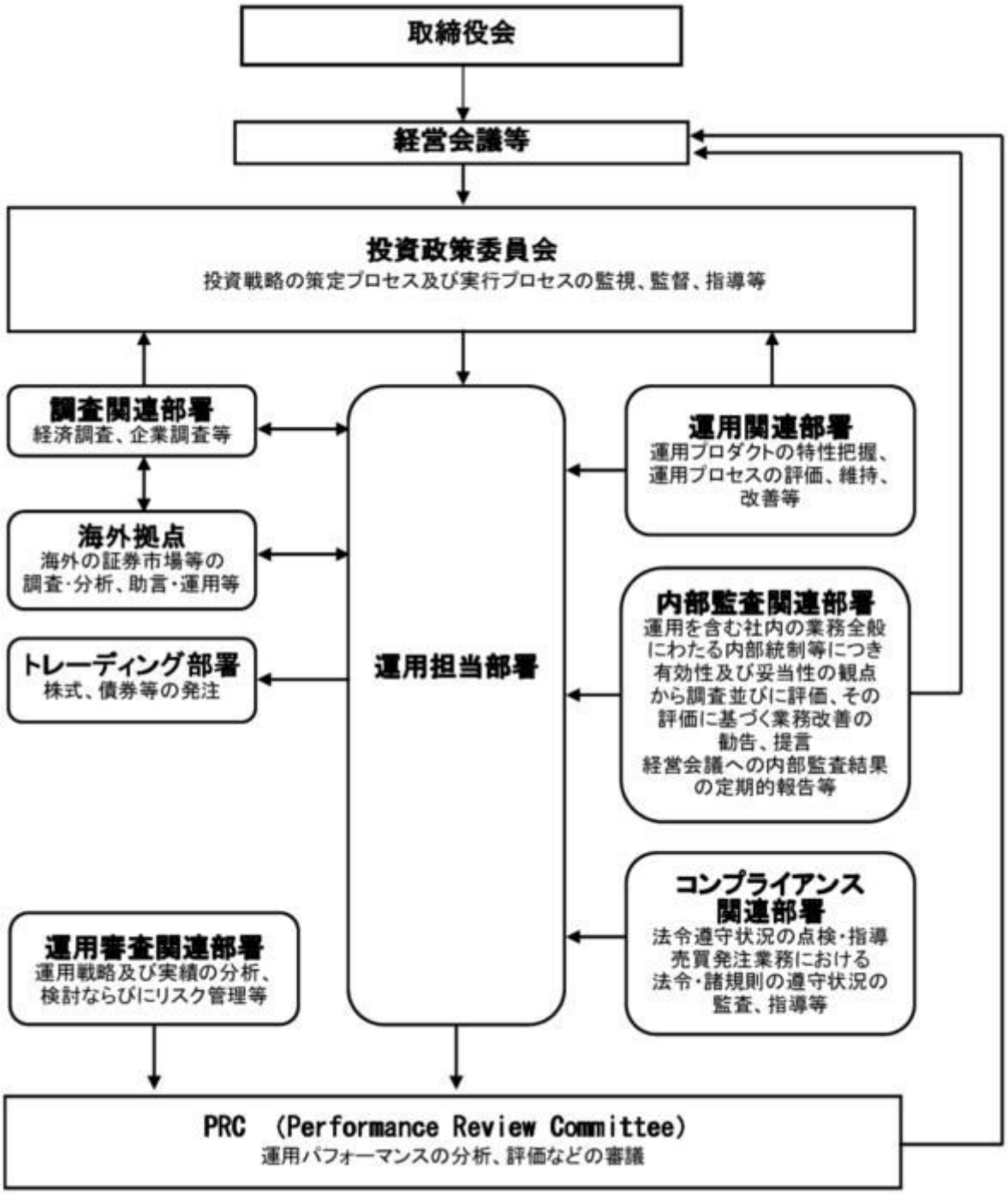

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年7月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)

追加型株式投資信託	1,014	39,047,860
単位型株式投資信託	195	741,370
追加型公社債投資信託	14	6,377,672
単位型公社債投資信託	501	1,364,812
合計	1,724	47,531,713

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			4,281		2,006
金銭の信託			35,912		35,894
有価証券			30,400		29,300
前払金			-		11
前払費用			167		454
未収入金			632		694
未収委託者報酬			24,499		27,176
未収運用受託報酬			4,347		4,002
短期貸付金			-		1,835
その他			268		57
貸倒引当金			△14		△15
流動資産計			100,496		101,417
固定資産					
有形固定資産			2,666		1,744
建物	※2	1,935		1,219	
器具備品	※2	731		525	
無形固定資産			5,429		5,210
ソフトウェア		5,428		5,209	
その他		0		0	

投資その他の資産			16,487		16,067
投資有価証券		1,767		2,201	
関係会社株式		9,942		9,214	
長期差入保証金		330		443	
長期前払費用		15		13	
前払年金費用		1,301		1,297	
繰延税金資産		3,008		2,784	
その他		122		112	
固定資産計			24,583		23,023
資産合計			125,080		124,440

		前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			123		120
未払金			16,948		17,615
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		8		17	
未払手数料		7,256		8,357	
関係会社未払金		8,671		8,149	
その他未払金		1,011		1,089	
未払費用	※１		9,171		9,512
未払法人税等			2,113		1,319
前受収益			22		22
賞与引当金			3,795		4,416
その他			-		121
流動負債計			32,175		33,127
固定負債					
退職給付引当金			3,299		3,194
時効後支払損引当金			580		588
資産除去債務			1,371		1,123
固定負債計			5,250		4,905
負債合計			37,425		38,033
(純資産の部)					
株主資本			87,596		86,232
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,686		55,322
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		56,001		54,637	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		31,395		30,030	
評価・換算差額等			57		174
その他有価証券評価差額金			57		174
純資産合計			87,654		86,407
負債・純資産合計			125,080		124,440

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自　2020年4月1日 至　2021年3月31日)		当事業年度 (自　2021年4月1日 至　2022年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			106,355		115,733
運用受託報酬			16,583		17,671
その他営業収益			428		530
営業収益計			123,367		133,935
営業費用					
支払手数料			34,739		39,087
広告宣伝費			1,005		804
公告費			0		0
調査費			24,506		26,650
調査費		5,532		4,867	
委託調査費		18,974		21,783	
委託計算費			1,358		1,384
営業雑経費			4,149		3,094
通信費		73		72	
印刷費		976		918	
協会費		88		79	
諸経費		3,011		2,023	
営業費用計			65,760		71,021
一般管理費					
給料			10,985		12,033
役員報酬		147		229	
給料・手当		7,156		7,375	
賞与		3,682		4,427	
交際費			35		47
旅費交通費			64		65
租税公課			1,121		1,049
不動産賃借料			1,147		1,432
退職給付費用			1,267		1,212
固定資産減価償却費			2,700		2,525
諸経費			10,739		11,190
一般管理費計			28,063		29,556
営業利益			29,542		33,357

		前事業年度 (自　2020年4月1日 至　2021年3月31日)		当事業年度 (自　2021年4月1日 至　2022年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※１	4,540		3,530	

受取利息		0		10	
金銭の信託運用益		1,698		-	
その他		447		1,268	
営業外収益計			6,687		4,809
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,387	
時効後支払損引当金繰入額		13		12	
為替差損		26		23	
その他		32		266	
営業外費用計			72		1,689
経常利益			36,157		36,477
特別利益					
投資有価証券等売却益		71		26	
株式報酬受入益		48		53	
固定資産売却益		-		9	
資産除去債務履行差額		-		141	
移転補償金		2,077		-	
特別利益計			2,197		230
特別損失					
投資有価証券等売却損		-		0	
投資有価証券等評価損		36		-	
関係会社株式評価損		582		727	
固定資産除却損	※２	105		374	
資産除去債務履行差額		-		0	
事務所移転費用		406		54	
特別損失計			1,129		1,158
税引前当期純利益			37,225		35,549
法人税、住民税及び事業税			11,239		10,474
法人税等調整額			△290		171
当期純利益			26,276		24,904

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							△23,950	△23,950	△23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			△23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

当事業年度(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
7．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
8．消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
9．連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

［会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。
これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。
なお、収益認識会計基準第89-３項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。
また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年7月4日）第７－４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

［未適用の会計基準等]

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）

（1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日　企業会計基準委員会）

（1）概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,256百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　346百万円 器具備品　643 合計　990	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,223百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　589百万円 器具備品　618 合計　1,207

◇　損益計算書関係

前事業年度 (自　2020年4月１日 至　2021年3月31日)	当事業年度 (自　2021年4月１日 至　2022年3月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　4,334百万円	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　3,525百万円

※２．固定資産除却損	
建物	-百万円
器具備品	2
ソフトウェア	102
合計	105

※２．固定資産除却損	
建物	346百万円
器具備品	28
ソフトウェア	-
合計	374

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自　2021年4月１日　至　2022年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金

１株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月１日　至 2021年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

当事業年度（自 2021年4月１日　至 2022年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、

親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2)その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

（注）1　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）2　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）1．2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2　非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

（注）3　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　2020年4月１日　至　2021年3月31日）

１．売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 （百万円）
子会社株式	9,835
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

※非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2020年4月１日　至　2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自　2021年4月１日　至　2022年3月31日）

１．売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日　至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2020年4月１日　至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度　（自 2021年4月１日　至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	△893
退職給付の支払額	△781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	△626
年金資産の期末残高	19,349

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959百万円
年金資産	△19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	△2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	△1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	△409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	△34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自　2021年4月1日　至　2022年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

◇　税効果会計関係

前事業年度末 (2021年3月31日)		当事業年度末 (2022年3月31日)	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,176	賞与引当金	1,381
退職給付引当金	1,022	退職給付引当金	990
関係会社株式評価減	784	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	430	未払事業税	285
投資有価証券評価減	428	投資有価証券評価減	110
減価償却超過額	223	減価償却超過額	272
時効後支払損引当金	179	時効後支払損引当金	182
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	135	ゴルフ会員権評価減	92
資産除去債務	425	資産除去債務	348
未払社会保険料	95	未払社会保険料	114
その他	358	その他	84
繰延税金資産小計	5,410	繰延税金資産小計	5,376
評価性引当額	△1,530	評価性引当額	△1,795
繰延税金資産合計	3,879	繰延税金資産合計	3,581
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△361	資産除去債務に対応する除去費用	△233
関係会社株式評価益	△80	関係会社株式評価益	△81
その他有価証券評価差額金	△25	その他有価証券評価差額金	△78
前払年金費用	△403	前払年金費用	△402
繰延税金負債合計	△871	繰延税金負債合計	△796
繰延税金資産の純額	3,008	繰延税金資産の純額	2,784

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5%
タックスヘイブン税制	1.9%
外国税額控除	△0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%
タックスヘイブン税制	1.8%
外国税額控除	△0.5%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2020年4月 1日 至　2021年3月31日	当事業年度 自　2021年4月 1日 至　2022年3月31日
期首残高	-	1,371
有形固定資産の取得に伴う増加	1,371	48
資産除去債務の履行による減少	-	△296
期末残高	1,371	1,123

◇　収益認識に関する注記

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自　2021年4月 1日　至　2022年3月31日）

委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2021年4月１日　至　2022年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2020年4月１日　至　2021年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還(*2)	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*１)　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
(*２)　コマーシャル･ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2021年4月１日　至　2022年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息の受取	9	未収利息	4

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	29,119	未払手数料	6,013

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 (自　2020年4月1日 至　2021年3月31日)	当事業年度 (自　2021年4月1日 至　2022年3月31日)
１株当たり純資産額　17,018円01銭 １株当たり当期純利益　5,101円61銭	１株当たり純資産額　16,775円81銭 １株当たり当期純利益　4,835円10銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　26,276百万円 普通株式に係る当期純利益　26,276百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　24,904百万円 普通株式に係る当期純利益　24,904百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊　2022年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
ＪＰモルガン証券株式会社	73,272百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
ＢｏｆＡ証券株式会社	83,140百万円	
モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社	62,149百万円	
バークレイズ証券株式会社※	32,945百万円	
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025百万円	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765百万円	
ＵＢＳ証券株式会社	32,100百万円	
ナティクシス日本証券株式会社	13,900百万円	

＊　2022年7月末現在
※　バークレイズ証券株式会社は、2022年10月3日より募集・販売等の事務を開始する予定です。

２【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

＜再信託受託者の概要＞

名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金　　：10,000百万円
事業の内容　　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等に関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

(持株比率５％以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
(3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
(7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があり

ます。

独立監査人の監査報告書

２０２２年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原	尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津　村	健二郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永	真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２１年４月１日から２０２２年3月３１日までの第６３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２２年3月３１日現在の財政状態及びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

２０２２年9月１３日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　御　　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　湯　原　　尚

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 日経225連動型上場投信の２０２１年７月９日から２０２２年７月８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 日経225連動型上場投信の２０２２年７月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。